

請負工事監督要領の一部を改正する新旧対照表

改正後	改正前
<p>○請負工事監督要領 (平成2年8月1日市長決裁) 改正 略 令和4年3月14日決裁</p> <p>請負工事監督要領 第1から第27まで 略 (監理業務の委託)</p> <p>第28 地方自治法施行令第167条の15第4項の規定に基づき、盛岡市職員以外の者に委託して工事の監理業務を行わせることがある。この場合において、当該委託を受けた者は、別途仕様書等に定める範囲において、その業務を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により監理業務を委託した場合において、別途仕様書等に定めがない場合は、第4から第26において「監督員」とあるのは「当該工事の監理業務の委託を受けた者」と、「上司」とあるのは「市」と読み替えるものとする。</p> <p>第29 略 附 則 略 附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>○請負工事監督要領 (平成2年8月1日市長決裁) 改正 略</p> <p>請負工事監督要領 第1から第27まで 略 (監理業務の委託)</p> <p>第28 地方自治法施行令第167条の15第4項の規定に基づき、盛岡市職員以外の者に委託して工事の監理業務を行わせることがある。この場合において、当該委託を受けた者は、第4第2号及び第5から第26に定める監督員の業務のうち、仕様書に定める範囲において、その業務を行う。</p> <p>2 前項の規定により監理業務を委託した場合において、 第4から第26において「監督員」とあるのは「当該工事の監理業務の委託を受けた者」と、「上司」とあるのは「市」と読み替えるものとする。</p> <p>第29 略 附 則 略</p>